

紀北町における児童生徒の減少による 学校配置構想

平成27年3月

紀北町教育委員会

目 次

はじめに	P2
1 小中学校における児童生徒数の推移と指定校変更及び 区域外就学状況	P3
2 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する 国の動向と紀北町における学校教育の現状と課題	P4・P5
3 適正規模・適正配置の基本的な考え方	P6
4 具体的な進め方	P6・P7・P8
(1) 保護者・地域住民と協議に入る学校の基準・要件	P7
(2) 喫緊の課題への対応	P7
(3) 今後、学校のあり方について 保護者等と協議を進める学校	P7
(4) 中長期的な見通し	P8
【参考】		
「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」 (平成27年1月文部科学省) より抜粋	P9・P10
学校規模の適正化に関する基本的な考え方		
【教育的な観点】	P9
【地域コミュニティの核としての性格への配慮】	P10

はじめに

全国的に少子化が進む中、紀北町においても児童生徒数の減少に伴い、小中学校の小規模化が進行しており、児童生徒の社会性を育む上での教育環境や学校運営など様々な面においての影響が心配されます。

そこで紀北町教育委員会では、より良い教育環境を作るため、平成26年2月に学識経験者や保護者、地域の代表、学校関係者などからなる「紀北町立学校適正規模・適正配置検討委員会」を組織し、「紀北町立学校の適正規模及び適正配置に関すること」及び「その他学校環境の整備に関し必要なこと」について諮問しました。

同検討委員会より、平成26年8月までに7回の会議を開催し、紀北町の小中学校の児童生徒が確かな学力を身につけ、集団の中で豊かな人間関係を育むことができるような理想的な教育環境の中で育つべきであることを主眼において検討を重ね、平成26年8月に「紀北町立学校の適正規模・適正配置に関する答申書」（以下「答申」という）が出されました。

「答申」では、全町的な学校のあり方について述べられているとともに、特に児童生徒の減少が著しい赤羽中学校区における対策協議が喫緊の課題としてあげられていました。

また全国的に、少子化の進展が予想される中、平成27年1月に文部科学省から「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」が公表されました。

当教育委員会では、この「答申」や「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を基盤にして部内で協議し、この度「紀北町における児童生徒の減少による学校配置構想」を策定しました。

1 小中学校における児童生徒数の推移と指定校変更及び区域外就学状況

紀北町の児童生徒数は、合併翌年の平成18年は小学校1,022人、中学校502人であったが、少子化の進行により平成27年2月28日現在、小学校678人、中学校432人まで減少しています。

この傾向は今後も続くと予想されており、少子化の影響による学校の小規模化が進むことにより、学校教育に及ぼす様々な影響が心配されます。

また、平成17年の「学校選択制等就学校指定に係る制度の弾力化について」（文部科学省）に伴い、紀北町においても、家庭の事情や教育的配慮等の理由により指定校変更及び区域外就学を行っている児童生徒が平成25年度81名、平成26年度78名（両年度約7%）ありました。

紀北町立小中学校 児童生徒数の推移 (平成27年2月28日現在)
* 児童生徒数は住民基本台帳による(H31年度以降予測値)

年度 学校名	H18	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
三浦小	39	27	23	20	21	16	16	14	13
海野小	37	17	18	18	20	17	16	16	13
西 小	192	148	143	129	118	110	97	100	94
東 小	207	151	142	146	140	138	128	121	111
志子小	36	14	11	10	13	17	17	17	20
赤羽小	18	12	11	12	12	8	10	9	7
相賀小	265	208	195	180	171	153	135	120	109
引本小	58	40	34	29	28	22	21	18	21
矢口小	57	24	21	19	15	16	16	17	14
船津小	53	35	28	30	34	31	34	37	43
上里小	60	57	52	46	52	48	42	39	35
紀北町(小)合計	1022	733	678	639	624	576	532	508	480
紀北中	249	224	201	191	183	166	166	159	160
赤羽中	20	21	22	11	12	13	15	14	9
潮南中	177	163	156	158	138	134	136	134	116
三船中	56	48	53	53	49	43	43	43	37
紀北町(中)合計	502	456	432	413	382	356	360	350	322

2 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する国の動向と紀北町における学校教育の現状と課題

平成 27 年 1 月、文部科学省から「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」が公表されました。

この手引では、望ましい規模を小学校は全学年でクラス替えできる「1 学年 2 学級以上」、中学校は教科担任が学習指導できる「9 学級以上」としています。

国が定める標準は「特別の事情があるときはこの限りでない」とされている弾力的なものであり、各設置者において、それぞれの地域の実情に応じた最適な学校教育の在り方や学校規模を主体的に検討することが求められています。

現在、紀北町では小学校 8 校において複式学級編成が行われており、その特色を活かして教育効果をあげ保護者からの信頼も得ています。

学校は文化の情報発信地であり、地域住民の心の拠り所であり、地域のシンボリック的存在であるという認識のもと、地域社会に児童生徒が存在する限り学校が必要であるという観点から、極小規模校になりつつも学校が存続されてきました。

小規模校・複式学級ならではの課題があるのは事実ですが、各学校においては、ゲストティーチャーを招いての地域学習、他校との交流学習等、学校の創意工夫により特色のある教育活動が積極的に行われています。

小規模校・複式学級については、人数が少ないことから、教師にとっては、児童個々の学習状況が把握しやすく、個々の学習実態に応じたきめの細かい指導が可能であることや、学校行事等において一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい等のメリットも多くあります。

しかし、切磋琢磨の機会や場面が非常に少ないことや、少人数であるところから来る人間関係の固定化や硬直化により、本来身に付けなければならない社会性の発達を十分保障することが難しくなっています。

近年の児童生徒数の減少は著しいものがあります。特に赤羽中学校区におい

てその傾向が顕著なものとなっています。赤羽小学校では平成26年度1年生と5年生が欠学年となり、とび複式を含む2クラス編成となりました。その結果職員定数が学校長を含めて3名となり、厳しい状態での学校運営を強いられています。

また、志子小学校・赤羽中学校でもH28年度には、転校や指定校変更をする生徒があった場合に10名を下回る可能性があることから、「答申」において喫緊の課題とされ平成26年2月から保護者・地域と協議を重ねてきました。

平成17年の「学校選択制等就学校指定に係る制度の弾力化について」（文部科学省）に伴い、平成25年、平成26年では約7%の児童生徒が、家庭の事情や教育的配慮等の理由により指定校変更及び区域外就学を行っています。このことにより、指定された学校へ入学する児童生徒数の予測が困難になってきています。

施設設備の面では、耐震化は完了しているが校舎の老朽化が進む中、改修や設備の取り替え等が必要とされている学校もあり、環境整備が追いついていない面もあります。

さらに、南海トラフ地震が近い将来発生する可能性が極めて高い中、今後適正規模・適正配置を進めていく上においても、その対応が求められています。

3 適正規模・適正配置の基本的な考え方

学校の適正規模・適正配置化を進めるにあたっては、児童生徒における学習権の保障を第一に考えつつ、学校の歴史と伝統、地域社会の交流の拠点として果たしてきた役割を十分に認識し、次の3点を基本的な考えとします。

- (1) 児童生徒が全学年合わせて30人を下回る事が予想される事態になれば学校としての機能を維持していくことは非常に困難な面があり、今後の学校のあり方について保護者・地域住民と早急に協議を行う。
- (2) 通常の複式編成が困難な状況が生じる場合は、保護者や地域住民と今後の学校のあり方についての協議を行う。
- (3) 児童生徒数に関わらず、父母の教育要求として統廃合の意見が地域の保護者や団体より出された場合、今後の学校のあり方について保護者・地域住民と早急に協議を行う。

4 具体的な進め方

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」では、複式学級の解消を勧めているものの「地域とともにある学校づくり」の視点を踏まえた丁寧な議論の必要性が述べられています。

また、先の「答申」にも、「適正配置を進めていく上においては、拙速を避け、保護者や地域住民と十分話し合っただ進める必要がある」と述べられています。

まずは、保護者や地域住民に適正規模・適正配置の必要性や、その学校の将来的な展望をしっかりと説明し、保護者や地域住民と協議を重ね、その結果統廃合という結論に至った時点で、その時期や方法、具体的な条件等について協議に入る必要があります。

また、南海トラフ地震が近い将来発生する可能性が極めて高い中、児童生徒の安全確保を重要な要素として考え、学校規模や利便性も考慮し総合的な視点で、今後の学校配置を進めていく必要があります。

(1) 保護者・地域住民と協議に入る学校の基準・要件

以下に掲げる基準・要件のいずれか一つに該当したとき、今後の学校のあり方について保護者・地域住民と早急に協議を行います。

- ①児童生徒が全学年合わせて30人を下回ることが予想される場合。
- ②小学校、中学校ともに欠学年が生じることが予想される場合。
- ③同一学年の在籍児童生徒数が1名となることが予想される場合。
- ④学校施設の老朽化等により早急に児童生徒の安全を確保する必要性が生じた場合。
- ⑤児童生徒数に関わらず、父母の教育要求として統廃合の意見が地域の保護者や団体より出された場合。

(2) 喫緊の課題への対応

「答申」において喫緊の課題とされていた赤羽中学校区においては保護者や地域住民との対策協議を重ねた結果、次のような措置を行います。

- ①平成28年度当初に志子小学校を赤羽小学校に統合する。
- ②現状としては赤羽中学校を存続していく。ただし、平成28年度に生徒数が大幅に減少することから、平成27年度以降も保護者との協議を進めていく。

(3) 今後、学校のあり方について保護者等と協議を始める学校

- 海野小学校・・・平成27年度当初の児童数見込みが18名である。
- 三浦小学校・・・平成27年度当初の児童数見込みが23名である。
- 矢口小学校・・・平成27年度当初の児童数見込みが21名である。
- 船津小学校・・・平成27年度第1学年の児童数見込みが1名である。
- 引本小学校・・・平成27年度第1学年の児童数見込みが1名である。

(4) 中長期的な見通し

「検討すべき学校とする基準・要件」のいずれかに該当することが明らかになった段階で保護者・地域住民との協議に入り、学校のあり方について検討していきます。

また、学校施設の老朽化等により今後、校舎等の設置や整備が必要となる学校もあります。

平成 27 年度から始まる総合教育会議において、学習権の保障を第一に考え、学校規模や利便性も考慮しつつ、児童生徒の安全確保を重要な要素とし校舎の新築も視野に入れて総合的な視点で検討を行います。

今後、保護者や地域住民の意向や児童生徒数の変化等を見極めた上で、5 年後の平成 31 年度末を目途に、配置構想の見直しを進めていきます。

総合教育会議とは・・・平成 27 年度に設置される、首長と教育委員会で構成し教育政策について検討を行う会議をいう

【参考】

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」

(平成27年1月文部科学省)より抜粋

学校規模の適正化に関する基本的な考え方

【教育的な観点】

- 学校規模の適正化を図る上では、第一に学校の果たす役割を再確認する必要があります。義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としています。このため、学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身につけさせることが重要になります。そうした教育を十全に行うためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいものと考えられます。このようなことから、一定の学校規模を確保することが重要となります。

- 学校規模の適正化の検討は、様々な要素が絡む困難な課題ですが、あくまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をよりよく実現するために行うべきものです。各市町村においては、これからの時代に求められる教育内容や指導方法の改善の方向性も十分勘案しつつ、現在の学級数や児童生徒数の下で、具体的にどのような教育上の課題があるかについて総合的な観点から分析を行い、保護者や地域住民と共通理解を図りながら、学校統合の適否について考える必要があります。

【地域コミュニティの核としての性格への配慮】

- 同時に、小・中学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を有することが多く、防災、保育、地域の交流の場等、様々な機能を併せ持っています。また、学校教育は地域の未来の担い手である子供たちを育む営みでもあり、まちづくりの在り方と密接不可分であるという性格も持っています。

- このため、学校規模の適正化や適正配置の具体的な検討については、行政が一方的に進める性格のものではなく、上記のような学校が持つ多様な機能にも留意し、保護者や地域住民の十分な理解と協力を得るなど「地域とともにある学校づくり」の視点を踏まえた丁寧な議論を行う必要があることは言うまでもありません。